

「千葉県新型コロナウイルス等対策行動計画改定（案）」に関する意見の概要と県の考え方について

千葉県健康福祉部健康福祉政策課

1 パブリックコメント実施期間

令和6年12月25日（水）から令和7年1月20日（月）まで

2 意見提出者数 3名（個人3）

提出意見数 13件

3 提出された意見の概要と県の考え方

- ・提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。
- ・複数の理由から意見が述べられている場合は、意見の概要を分けて掲載しています。

No.	御意見の概要	県の考え方
1	【総論】 ・千葉県新型コロナウイルス等対策行動計画改定（案）に反対します。	○今回の改定にあたっては、新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、次なる感染症危機に対して万全を期すこととしています。具体的には、定期的な訓練の実施等による関係者が連携した平時からの備えや、新型コロナの対応経験により得られたリスクコミュニケーションや入国者への対処、DXの推進等について記載を充実させるとともに、県民の生命と生活を守るため、感染拡大防止と社会経済活動のバランスについて、柔軟かつ機動的に対策の切り換えを行う方針を明確化するなど、必要な改定を行うこととしています。
2	【総論】 ・毎年、インフルエンザが流行しているが、対処療法として、主にワクチン治療や自然治療が行われ、感染が拡大するにつれ、治療コストが高くなる。感染を未然に防ぐことが治療コストの低下につながり、それには原因から解決すればよい。動物由来感染症の伝播経路の研究やウイルスのキャリアを特定しての駆除等、防疫調査が必要だと考える	○ご提案の内容については、千葉県新型コロナウイルス等対策行動計画改定（案）（以下、「改定（案）」という。）P40の記載のとおり、「効果的な新型コロナウイルス等対策を実施するため、県等は、ワンヘルス・アプローチの考え方に基づき、関係機関と連携し、家きんや豚及び野生動物のインフルエンザ等の保有状況を把握し、新型コロナウイルス等の発生を監視します。」としており、現行案に盛り込まれていると認識しています。
3	【偽・誤情報に関する啓発】 ・偽・誤情報に対応することだが、だれがどのように偽情報と判断するのか？	○県では、情報が錯綜しがちな状況に対し、県民等の関心事項や反応等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づいた正確な情報を分かりやすく提供・共有することが重要と考えています。その前提として、例えば、事実関係として明らかに誤っている情報の拡散により、県民等への影響が大きい状況にないか等、偽・誤情報を含め幅広く状況を把握する必要があると認識しています。

No.	御意見の概要	県の考え方
4	【偽・誤情報に関する啓発】 ・現在 YouTube や SNS 等でも検閲とも取れるような情報規制がなされており、言論の自由の保護の観点からこのような風潮に法的根拠を与える可能性があることに問題を感じる。	○改定（案）P14 の記載のとおり、「感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、県民等、市町村、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、県民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。」こととしています。
5	【ワクチン】 ・今までどれだけの方がワクチン接種で死亡、体調不良に陥ったか、その犠牲に効果が見合っていたか、県は検証しているのか？	○国は、ワクチンの安全性について、医療機関等から報告される予防接種後の副反応疑い報告で得られる情報や、最新の科学的知見や海外の動向等の情報の収集に努めるとともに、健康被害が生じた方に対しては予防接種法の予防接種健康被害救済制度等による迅速な救済に取り組むこととしています。 その上で、改定（案）P63 の記載のとおり、県では、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するため、国、市町村のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行うこととしています。
6	【ワクチン】 ・ワクチンに感染予防効果はなく、重症化予防効果にも疑問がある。海外ではワクチンメーカーが被害者から提訴される、敗訴、賠償をする状況になっているが、そのことを踏まえた上で県はワクチン接種を今後も推進するつもりか？	
7	【研究開発への支援】 ・そもそもワクチンには常に健康安全上の危険がつきまとう。危険を押して接種を推し進めた結果は全国で（現在の時点で）900 人以上の死亡という最悪なものであったと思うが、これを「重要な対策」として良いものか？	○改定（案）P15 の記載のとおり、県では、ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、県民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながるものと考えています。 また、ワクチン接種以外の対策として、県行動計画においては、「換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る」等の感染対策も示しています。
8	【研究開発への支援】 ・12 歳以下の子供に治験を呼びかけるようなところもあるが、自己決定が難しい子供、この国の将来を担う子供の健康へのチャレンジに断固反対する。	○治験の安全性については、国において、人を対象とした治験が実施される前には、動物や人由来の培養細胞等を用いて、毒性試験、薬理試験、薬物動態試験等の非臨床試験が行われており、治験で人に接種するための安全性を確認した上で、治験が行われているとのことです。 また、治験においても、国において、まずは少数の人に投与して適切な用量や安全性を確認してから段階的に投与対象を拡大する等、安全性に対する十分な配慮が行われているとのことです。

No.	御意見の概要	県の考え方
9	【研究開発への支援】 ・健康な人間へのアプローチであるワクチンではなく、病気の方を救う治療薬、治療法の確立こそ正しいアプローチであり、県にもそのような姿勢で臨んでほしいと願う。	○改定（案）P21 の記載のとおり、新型インフルエンザ等への対応は、平時から技術開発を進め、正確かつ短時間に検査可能な診断薬や感染拡大後の検査需要拡大に対応できる検査機器、検査試薬、迅速検査キット等による検査能力の強化や、治療薬・治療法の早期の普及によって、多くの地域の医療機関での対応が可能となります。感染拡大防止や医療提供体制の強化には、治療薬や診断薬の早期の実用化に向けた研究開発が重要であり、また、ワクチンの普及による重症化予防等の効果についても新型インフルエンザ等への対策上重要と考えています。
10	【研究開発への支援】 ・他県ではエボラ出血熱ウイルスの研究を行おうとしているところもあるが、このようなむしろ新たなパンデミックの温床になるような行為ももちろん反対である。	
11	【研究開発への支援】 ・他県ではワクチン工場を整備したところもあるが、そのような企業誘致に反対である。	
12	【まん延防止対策】 ・強制力の高いこのような対策は基本的人権の侵害であると考えてる。	○改定（案）P6 の記載のとおり、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、県民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該対策を実施するため必要最小限のものとし、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、県民に対し十分に説明し、理解を得ることを基本としています。
13	【まん延防止対策】 ・犯罪者でもない一般事業者の名前を公表するのは、プライバシーの侵害であり名誉棄損でもあると思われる。	○改定（案）P58 の記載のとおり、県では、新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、県民の生命及び健康を保護することとしています。 その際、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請又は命令を受けた事業者や施設について、国が提供・共有する情報等を踏まえつつ、その事業者名や施設名を公表することが利用者の合理的な行動の確保につながると判断される場合には、事業者名や施設名を公表することとしています。